

# ごみの野焼きは禁止です

「近所でごみを燃やして煙や悪臭で困っている」といったような苦情が多く寄せられています。また、不完全燃焼による有害物質の発生の原因にもなります。



## 法令に違反した焼却事例

- 家庭等から排出された廃棄物を空き地や田畑で焼却する行為。  
(例：紙、段ボール、雑誌、弁当ガラ、ポリ袋、包装箱、板きれ、机、丸太、木片、棚、絨毯、その他のごみ)
- 地面、素掘りの穴、ドラム缶、ブロック囲い等での焼却について全て禁止です。
- 構造基準を満たさない焼却戸での焼却禁止。(構造基準：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7)

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

違反者

5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこの併科

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	
第14条	法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。
1	国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2	震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
3	風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
4	農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
5	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって <u>軽微なもの</u>

河川管理者による伐採した草木等の焼却

災害時における木くず等の焼却、凍霜害防止のための稲わらの焼却

とんど焼きなどの地域の行事における不要となった門松・しめ縄などの焼却

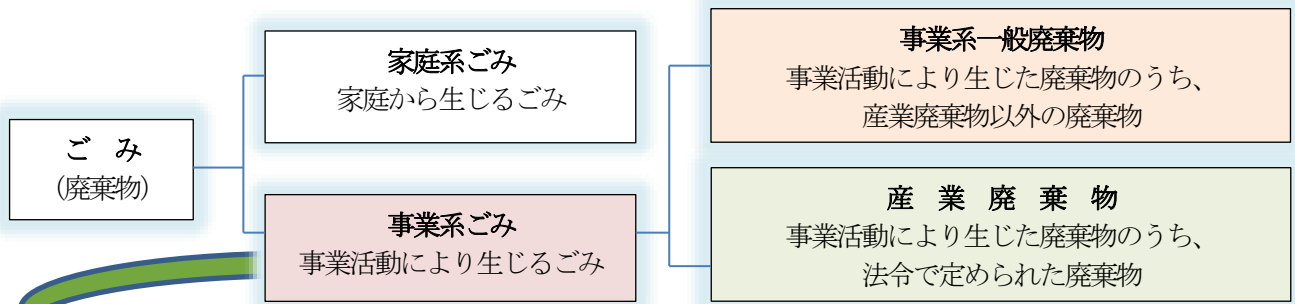
病虫害防除の為に田んぼのあぜ焼き、稲わらの焼却、もみ殻のくん炭焼き、伐採枝の焼却

暖をとる為のたき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却

「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」

「ごみ」には家庭から生じる「家庭系ごみ」と事業活動によって生じる「事業系ごみ」があり、事業系ごみには、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」があります。

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性質や状態を有するものは、「特別管理一般廃棄物」又は、「特別管理産業廃棄物」に指定され、より厳しい基準にしたがって処理しなければなりません。



事業者の責務

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条) 要約

- ・ その事業活動に伴って生じた廃棄物を、**自らの責任において適正に処理しなければならない。**
- ・ 廃棄物の再生利用等を行なうことにより、その減量に努めなければならない。
- ・ 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

事業者とは、事務所、商店、飲食店、工場、ホテル、農家など営利を目的としたものだけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校なども含まれます。本来の事業活動のほか、その活動に伴うものである限り、付随的業務に伴うものや不可避免的に伴うものを含みます。

適正な処理って？

適正に区分した事業系一般廃棄物と産業廃棄物は、自ら処理するか、又は他人の廃棄物を処理できる業者に委託し適正に処理しなければなりません。(廃棄物の適正処理には相応の処理費用が必要です)

事業系一般廃棄物	産業廃棄物
<p>エコ・リレーセンターごじょう 又は 処理委託先(収集運搬) へ</p> <p>五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 要約 (事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理)</p> <p>第13条 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら処理する場合は、一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準による等、生活環境の保全に支障のない方法で処理しなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を市が設置する処理施設へ搬入するに際しては、あらかじめ市長の承認を受けるとともに、可燃物、不燃物等に分別し、処理しやすいようにしなければならない。 (事業者に対する指示)</p> <p>第14条 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成その他必要な事項を指示することができる。</p>	<p>処理委託先(収集運搬・処分)</p> <p>↓</p> <p>産業廃棄物処理業の許可業者</p> <p>詳しくは、奈良県の廃棄物対策課のホームページをご確認ください。</p>

## エコ・リレーセンターごじょうからのお知らせ

- 処理困難物** → 浴槽、タイヤ、自動車、バイク、特殊温水給湯器、1m 以上で直径 10 cm以上の生木等 (60 cm以上の竹は受入不可)、長尺の角材、石、瓦など  
 注: 少量のペット砂・プランター土、DIY(自分で制作した)製品にかかる煉瓦・ブロック片は受入可。
- 動物の死骸** → 体長 1m 以内であれば受入可。事前にエコ・リレーセンターごじょうへ連絡が必要。(民地分)
- 農業残さ** → 茎・葉・実は、汚泥化していない限り受入可。事前にエコ・リレーセンターごじょうに連絡が必要。ご不明な点は、エコ・リレーセンターまでお問い合わせください。(☎0747-24-4111)

### そのごみ、産業廃棄物ではありませんか？

事業系ごみ(事業活動により生じるごみ)のうち産業廃棄物にあたるものは、エコ・リレーセンターごじょうでは処理できませんので産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。適切に処理を行わないと法律により罰せられます。

産業廃棄物一覧

	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻 石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	2	汚泥 廃水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	3	廃油 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	4	廃酸 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず 生ゴム、天然ゴムくず
	8	金属くず 鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	9	ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	10	鉱さい 鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす等
	11	がれき類 工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これに類する不要物
	12	ばいじん 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず 建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	14	木くず 建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等
	15	繊維くず 建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等天然繊維くず
	16	動植物性残さ 食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物 と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19	動物の死体 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例えばコンクリート固形化物)

また、事業活動により生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物(事業系一般廃棄物)については、一般廃棄物処理基準又は特別管理一般廃棄物処理基準による等、生活環境の保全に支障のない方法で自ら処理するか、又は他人の廃棄物を処理できる業者に委託し適正に処理しなければなりません。

**事業系一般廃棄物を五條市が回収する家庭ごみの集積場に出すことは一切できません。**